

「県民健康調査」検討委員会における データ提供に係る検討部会の設置について

平成28年2月15日
福島県県民健康調査課

県民健康調査に関する幅広い研究の促進を通して、県民の健康の維持増進など、県民の利益につなげることを目的に、公益性の高い研究に対してデータ提供を行う。

データ提供にあたっては、信頼性の高い研究を求めていくとともに、個人情報の取扱いには細心の注意を払う。

これらを踏まえて、データ提供に係るルールを検討するため、関係分野の専門家等で構成する部会を設置する。

1 名 称

学術研究目的のためのデータ提供に関する検討部会（仮称）

2 役 割

部会を設置し、データの提供に係るルールについて、個人情報、法律、疫学、統計等の専門的見地から広く助言等を得る。

具体的には、個人情報の保護に十分配慮し、提供するデータ、データの提供先、審査委員会（※）の審査範囲、審査委員会の審査内容等について検討し、データの提供に係るルールの骨子となる考え方を提示する役割を担う。

また、検討の経過、内容、結論等については、検討委員会に適宜報告する。

なお、会議の公開、議事録等については、検討委員会の取扱いに準ずるものとし、広く県民に公表する。

※ 審査委員会とは、県に対してデータ提供の申請があった場合に、定められた審査基準に基づき申請内容を審査し、県に対して助言する機関のことをいう。

3 構 成

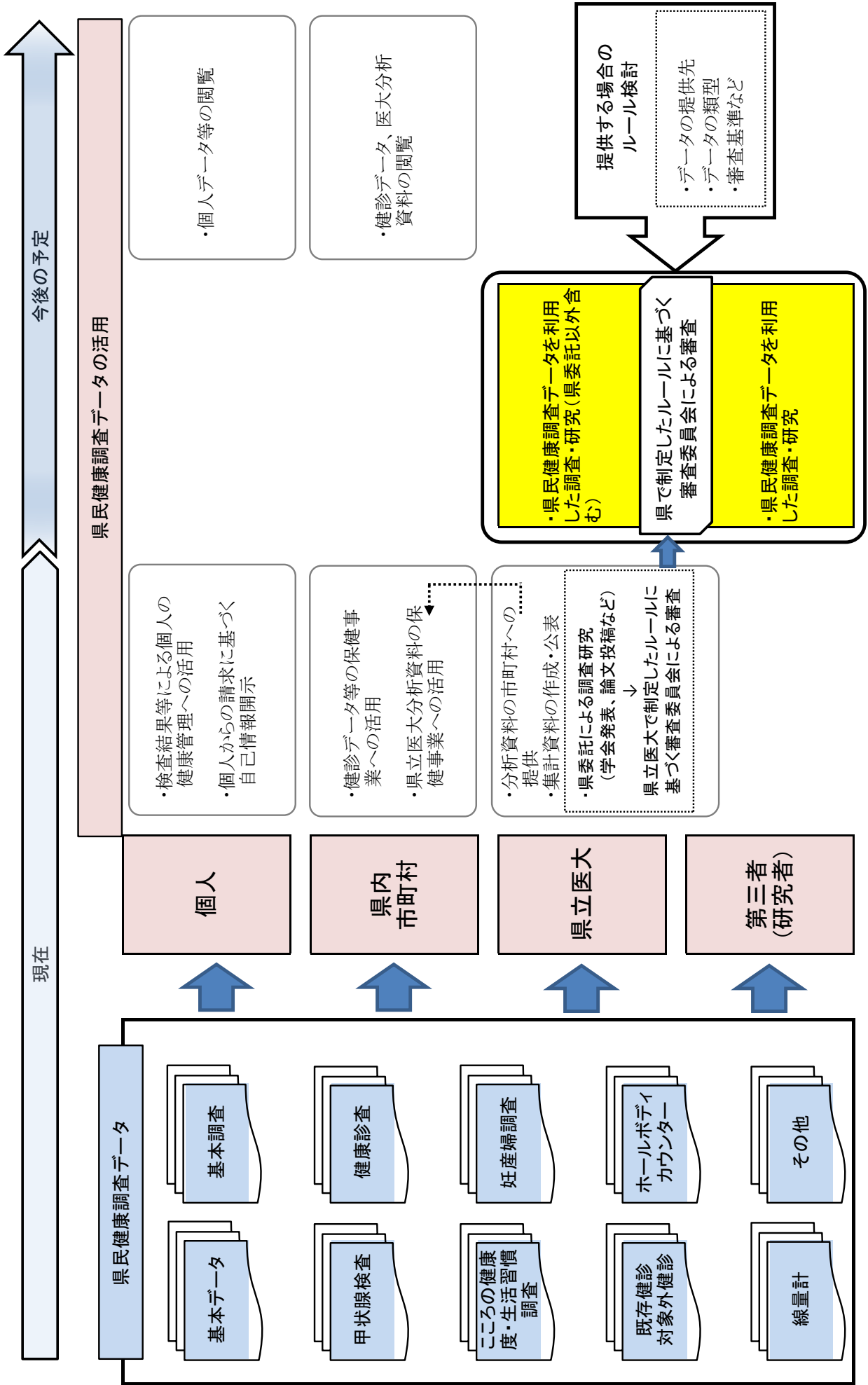
部会員は、検討委員会委員の疫学等の有識者のほか、個人情報、法律、疫学、統計等の有識者を招聘する。

また、必要に応じて部会員以外の有識者の参加を求め、議論を深めることとする。

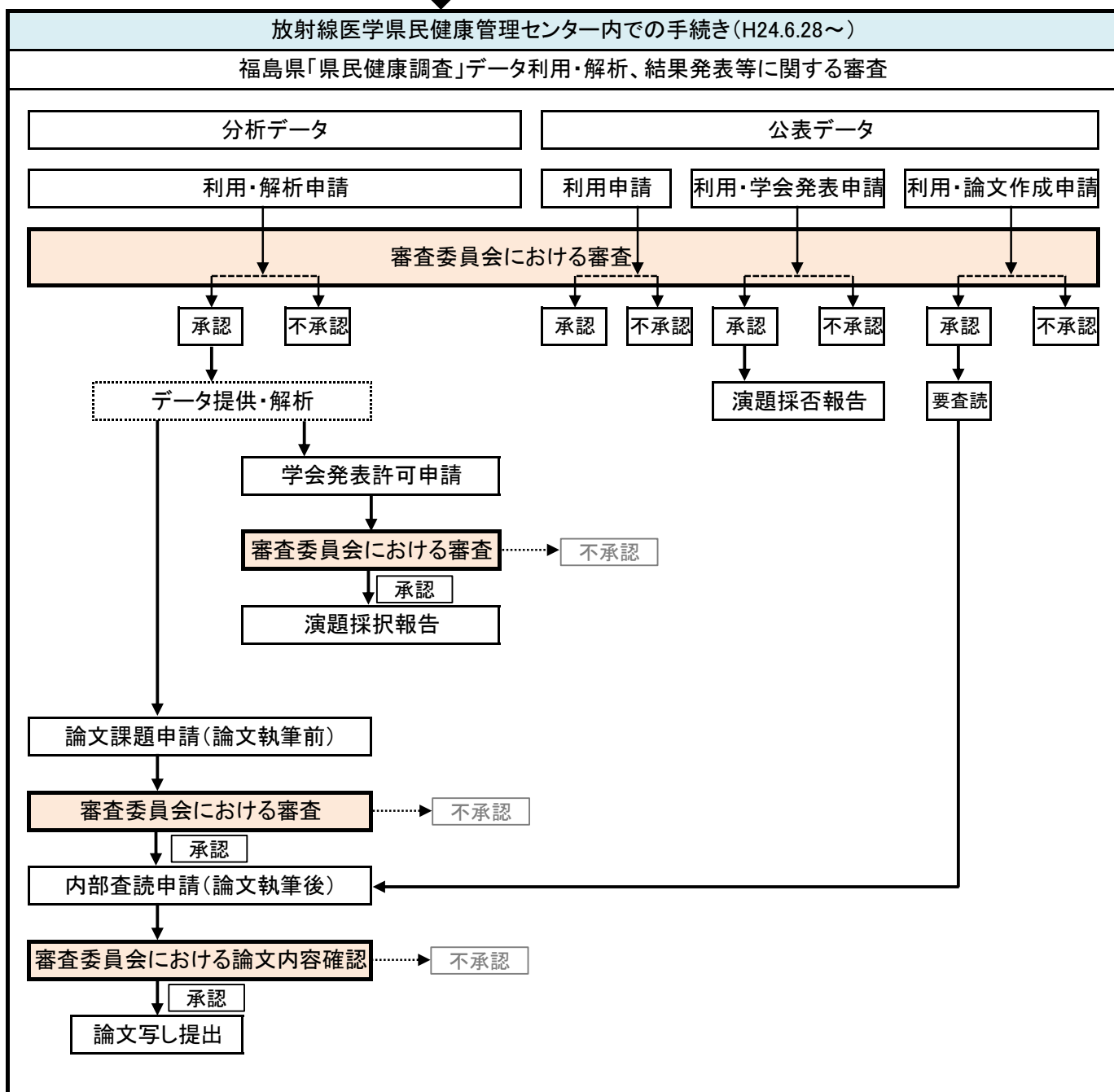
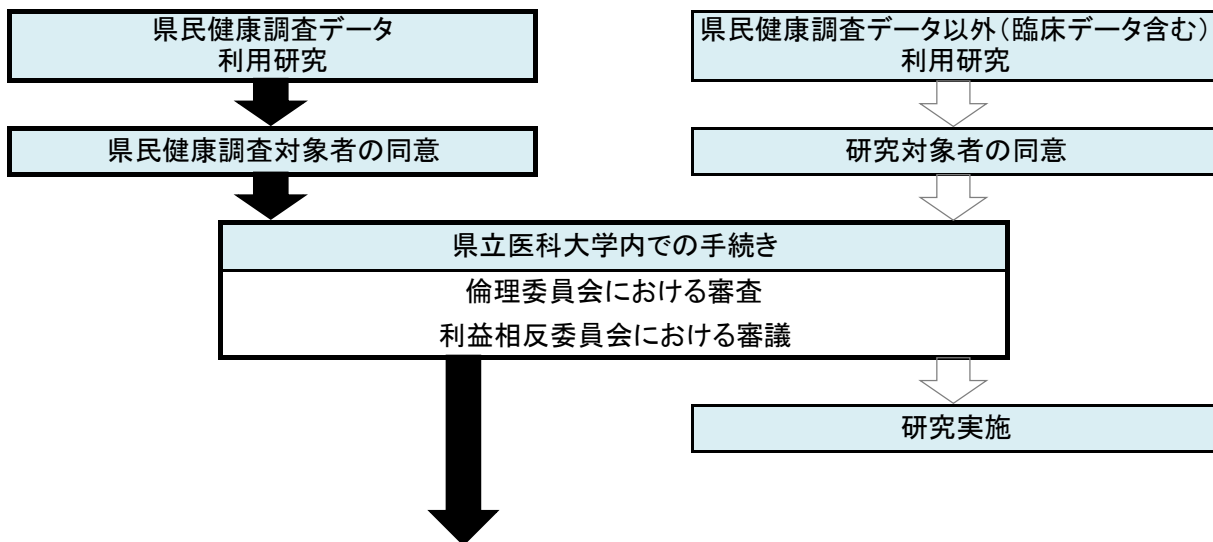
【部会員の構成イメージ（案）】

- | | | |
|------------|---------|---------------------|
| ① 星 北斗 | 検討委員会座長 | ⑥ 統計の専門家 |
| ② 津金 昌一郎 | 委員 | ⑦ データベースの専門家 |
| ③ 個人情報の専門家 | | ⑧ 県民健康調査担当者（県立医科大学） |
| ④ 法律の専門家 | | ⑨ 行政担当者（福島県） |
| ⑤ 疫学の専門家 | | |

県民健康調査データの活用全体イメージ図



福島県立医科大学における研究に関するフロー



福島県立医科大学における研究に関する審査内容について

県立医科大学内手続き

1 倫理審査委員会

福島県立医科大学に所属する職員、博士研究員、大学院生及び大学院研究生が人を直接対象とした医学、看護学の研究及び医療行為（以下「研究等」という。）を行う場合において、ヘルシンキ宣言及び看護研究のための倫理指針が遵守され、研究等の適正な推進を図ることを目的とするもの。

2 利益相反委員会

福島県立医科大学の役員及び職員の活動によって発生する利益相反を適切にマネジメントすることにより、本法人の産学官連携活動の積極的な推進に資することを目的とするもの。

放射線医学県民健康管理センター内手続き

3 福島県「県民健康調査」データ利用・解析等に関する審査委員会

県民健康調査の調査データの適切な利用、解析及び結果発表について審査を行う。

(1) 申請資格

- ア 県民健康調査の専門委員会委員
- イ 県民健康調査の専門委員会委員に準ずる者で、いずれかの専門委員会の承認を受けた者

(2) 審査項目

- ア 課題名、申請者
- イ 利用希望データの種類・範囲
- ウ データの利用目的
- エ 解析計画
- オ 解析結果の公表方法
- カ データ使用・保管に関する事項

(3) 審査基準

- ア 研究開発成果の取扱いに関する検討会報告書(文部科学省:平成17年5月20日)に照らし合わせて、データ等が適切に利用・報告されるかどうか
- イ 県民健康調査の目的である「長期にわたる県民の健康の見守り」に沿っているか
- ウ 申請書のとおり利用・解析・結果発表された場合に問題がないか
- エ データの取り扱い資格・資質に問題はないか
- オ データの取り扱いに不備はないか
- カ その他、データ利用に関して問題はないか

(4) 審査委員会委員

- 委員長 放射線医学県民健康管理センター長
- 委員 放射線医学県民健康管理センター副センター長、部門長、室長、事務局次長（復興担当）、その他審査委員会が必要と認めた者